

地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業

(前年度予算額)	1, 941百万円)
15年度予算額	2, 068百万円

1. 事業の要旨

平成13年7月の学校教育法及び社会教育法の改正や今年度からの学校週5日制の完全実施、さらに平成14年7月の中央教育審議会答申「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」においては、奉仕活動・体験活動の具体的な推進方策等が提言されたところである。

そのような中で、地域の教育力の活性化及び奉仕活動・体験活動の充実を総合的に推進するため、社会的気運の醸成に向けた取組を展開するとともに、推進体制の計画的な整備充実や、地域の実情に即した子どもの多様な活動を促進するためのモデル事業を実施する。

2. 事業の内容

(1) 奉仕活動・体験活動に対する社会的気運の醸成に向けた取組の展開

①国民の関心を引き付ける広報啓発・普及活動の全国展開（新規）

パンフレット、ポスターの作成・配布、テレビ、雑誌など多様なメディアを活用した奉仕活動・体験活動の推進に向けた広報啓発・普及活動を全国的に実施する。

②奉仕活動・体験活動推進全国フォーラムの開催

奉仕活動・体験活動に関する理解を深めるとともに、より多くの青少年等の活動への参加が促進されるよう普及啓発を図る。

③奉仕活動・体験活動に関する調査研究

活動の充実に関する調査研究

(2) 奉仕活動・体験活動の推進体制整備

①国レベルの推進体制整備

全国体験活動ボランティア活動推進協議会及び全国体験活動ボランティア活動総合推進センターを整備充実させ、より効果的な協議や、情報収集・提供、コーディネイトなどを行う。

②都道府県レベルの推進体制整備

地域教育力・体験活動推進協議会及び都道府県体験活動ボランティア活動支援センターについて、1年目の活動実績を踏まえ、コーディネイト体制を充実させるとともに、モデル事業を効果的に実施する。

③市町村レベルの推進体制整備（拡充）

地域教育力・体験活動推進協議会及び市町村体験活動・ボランティア活動支援センターの設置など体制整備を図る。特に、2年目の市町村については、1年目の活動実績を踏まえた諸活動のコーディネイトや地域の実情を踏まえた魅力ある参加プログラム等を企画・実施する。

(3) 子ども週末活動等支援事業

学校や社会教育施設、スポーツ施設など、地域の教育力活性化拠点を中心に、地域のスポーツ指導者、大学生や高齢者等の地域資源を活用した週末等における子どもの活動支援や高齢者等の幅広い世代間とのふれあい交流支援など、地域の実情に即した取組を促進するためのモデル事業を実施する。

地域と学校が連携協力した奉仕活動・体験活動推進事業

【気運の醸成】

奉仕活動・体験活動に対する社会的気運の醸成

○国民の関心を引き付ける広報啓発・普及活動の全国展開

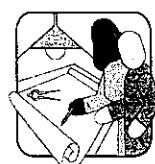
- ・テレビ等多様なマスメディアを活用した広報啓発・普及活動の実施
- ・奉仕体験等を自ら実践している各界の著名人を活用しての国民への働きかけ



○奉仕活動・体験活動推進全国フォーラムの開催

○奉仕活動・体験活動に関する調査研究

- ・ボランティアパスポートの活用に関する調査研究
- ・青年・社会人向け長期参加プログラムに関する調査研究



【体制の整備】

国

全国体験活動ボランティア活動推進協議会
全国体験活動ボランティア活動総合推進センター

情報の蓄積
・公開

都道府県

地域教育力・体験活動推進協議会
都道府県体験活動ボランティア活動支援センター

市町村

地域教育力・体験活動推進協議会
市町村体験活動ボランティア活動支援センター



支 援 連携・協力

子ども週末活動等支援事業
●子どもたちの居場所再生事業
●地域ふれあいサポート事業
●放課後子どもスポーツ活動
活性化事業 等

人材や施設といった
地域資源を活用した
モデル事業の実施

地域で子どもを育
てる環境を充実



全国奉仕活動・体験活動推進協議会の開催について

平成14年10月8日

1. 奉仕活動・体験活動の全国的な支援を効果的に行うよう、関係府省、全国規模の関係団体相互の連携協力関係を構築するための協議の場として、全国奉仕活動・体験活動推進協議会（以下「推進協議会」という。）を開催する。
2. 推進協議会においては、主として次の事項について協議する。
 - (1) 奉仕活動・体験活動の支援・推進について
 - ①関係府省及び関係団体の連携協力の促進について
 - ②関係府省及び関係団体における取組状況等についての情報交換
 - ③奉仕活動・体験活動の推進に関する課題について
 - (2) その他
3. 推進協議会は、別紙に掲げる者をもって構成する。ただし、推進協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関及び関係団体の職員、外部の有識者等の出席を求めることができる。
4. 推進協議会の庶務は、関係府省の協力を得て、文部科学省生涯学習政策局社会教育課において処理する。
5. 前各項に掲げるもののほか、推進協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、推進協議会において別途定める。

座 長 文部科学省大臣官房審議官（生涯学習政策担当）
 座長代理 文部科学省生涯学習局社会教育課長
 構 成 員 内閣府政策統括官（総合企画調整）参事官（青少年健全育成担当）
 警察庁交通局交通企画課長
 警察庁生活安全局生活安全企画課長
 総務省大臣官房企画課長
 外務省経済協力局民間援助支援室長
 文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
 文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長
 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
 厚生労働省労働基準局労働者生活部労働者生活課労働者福祉事業室長
 農林水産省経営局女性・就農課長
 林野庁森林整備部計画課長
 経済産業省商務情報政策局サービスユニットサービス産業課長
 国土交通省総合政策局事業総括調整官
 国土交通省総合政策局交通消費者行政課長
 環境省総合環境政策局環境経済課長
 全国都道府県教育長協議会
 全国連合小学校長会
 全日本中学校長会
 全国高等学校校長協会
 全国特殊学校校長会
 国立大学協会
 全私学連合
 全国専修学校各種学校総連合会
 (財) 全日本社会教育連合会
 (社) 日本 P T A 全国協議会
 (社) 中央青少年団体連絡協議会
 (社) 日本青年奉仕協会
 (財) さわやか福祉財団
 社会福祉法人全国社会福祉協議会
 (財) 勤労者リフレッシュ事業振興財団
 全国農業協同組合中央会
 全国森林組合連合会
 (社) 全国森林レクリエーション協会
 日本商工会議所
 (社) 日本経済団体連合会
 (社) 全国学習塾協会
 子どもの水辺サポートセンター
 川に学ぶ体験活動協議会